

青森県報

第二千三百七号

平成十六年
三月二十九日
(月曜日)

目 次

告 示

青森県報の販売人の指定、販売価格等の一部改正	(総務学事課) …… 一
小売物価統計調査の調査品目の一部改正	(統計情報課) …… 一
一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請	(環境政策課) …… 一
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請	(同) …… 二
保安林の指定	(林 政 課) …… 三
公 告	
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課) …… 三
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所) …… 三
出先機関	
道路の位置の指定	(むつ県土整備事務所) …… 四

告

示

青森県告示第二百二十三号

昭和五十一年四月一日青森県告示第二百三十七号(青森県報の販売人の指定、販売価格等)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一中「青森市古川二丁目一七番五号」を「青森市第二問屋町三丁目一番七七号」に改める。

青森県告示第二百二十四号

平成十三年十二月二十八日青森県告示第七百一十一号(小売物価統計調査の調査品目)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

調査品目中「(公・私立大学)」を削る。

青森県告示第二百二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

東北東京鐵鋼株式会社

2 住所

八戸市大字河原木字海岸四番地一一

3 代表者の氏名

代表取締役 櫻井 憲一

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸四番五七、一七番六、一九番一一、一九番一一

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設(焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ（これらについて、廃家電等破砕物及び自動車等破砕物に限る。）

五 申請年月日
平成十六年二月二十七日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市環境部環境政策課

2 期間

平成十六年三月二十九日から同年四月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の変更に際し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年五月十三日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

青森県告示第二百二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同

条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

東北東京鐵鋼株式会社

2 住所

八戸市大字河原木字海岸四番地一

3 代表者の氏名

代表取締役 櫻井 憲一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸四番五七、一七番六、一九番二一、一九番二一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらについて、自動車等破砕物に限る。）

五 申請年月日

平成十六年二月二十七日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

2 期間

平成十六年三月二十九日から同年四月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年五月十三日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号  
青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字新城字平岡一四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

- 水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び關係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、富港土地改良区の定款の変更を平成十六年三月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三興設備

二 氏名 西村 勝利

三 主たる営業所の所在地 八戸市柏崎二丁目一の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第一一五三号

五 取消年月日 平成十六年三月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可取消しの原因となつた事実

平成十六年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

# 出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

むつ県土整備事務所長 竹 内 由 昭

|             |     |           |     |                      |     |               |              |
|-------------|-----|-----------|-----|----------------------|-----|---------------|--------------|
| むつ市並川町三〇の二〇 | 位 置 | 三七・八九メートル | 延 長 | 六・〇五メートルから六・二〇メートルまで | 幅 員 | 平成<br>一六・三・二七 | 指 定<br>年 月 日 |
|-------------|-----|-----------|-----|----------------------|-----|---------------|--------------|

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭